藤沢市民オペラの今後の方向性について

藤沢市民オペラは、全国の市民オペラの先駆的な役割を果たすとともに、長年の実績や意欲的な取組を評価され、数々の賞を受賞するなど、本市の文化芸術振興の中心的な役割を担ってきました。

しかし近年では、時代の変化とともに様々な課題も出てきていることから、有識者等による「藤沢市文化芸術検討委員会」において、藤沢市民オペラの今後の方向性等についてご検討いただき、「提言」として市に提出いただきました。

この提言をもとに、藤沢市民オペラの今後の方向性について、市としての考え方を整理しましたので、報告するものです。

1 藤沢市民オペラに関する検討経過について

(1) 藤沢市民オペラの現状

昭和48年にプロのオペラ歌手とアマチュアのオーケストラ、合唱団の共演という、全国で初めてとなるコンセプトで始まった藤沢市民オペラは、40年間、22回の公演を重ねてきました。その歴史はたいへん輝かしいものであり、本市は、全国的にも市民オペラ発祥の地としてその名を知られています。

しかしながら、現在では、本市と同様のコンセプトによる市民オペラが全国各地で行われるようになったことで、本市もその中の一つとして位置づけられるとともに、市民においても、根強いファンの変わらぬ支持がある一方で、一時ほどの熱気は冷めつつあるとの指摘もされています。

(2) 藤沢市文化芸術検討委員会からの提言

こうした状況を受け、昨年4月から今年6月にかけて、オペラ関係者を中心とする文化芸術に係る有識者等(元文化庁長官、音楽大学教授、元藤沢市教育委員長、藤沢市文化団体連合会代表、藤沢市合唱連盟代表、藤沢市民交響楽団代表等)で構成する「藤沢市文化芸術検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を7回開催し、藤沢市民オペラのこれまでの成果や課題を検証するとともに、今後の方向性についてご検討いただき、本年7月10日に、本市に対して、「藤沢市民オペラ改革提言書・一藤沢市民オペラの再興に向けて〜」として、提言をいただきました。

(3) 藤沢市民オペラの課題と課題解決のための方策

提言書では、藤沢市民オペラをとりまく環境の変化を踏まえつつ、藤沢市民オペラが抱えている課題として、次のようなことが挙げられています。

- ①5年間に2回開催という市民にわかりにくいサイクルとなっていること
- ②運営や内容に新鮮みがなく、マンネリ化が進んでいること
- ③オペラ歌手をめざす新進声楽家にとって、藤沢オペラコンクールの魅力が薄れてきていること
- ④市民オペラの開催経費が過大となってきていること
- ⑤公演内容等の決定過程が不透明であること

検討委員会では、まず、藤沢市民オペラをこのまま継続するかどうかについて議論が交わされ、40年間の継続が築き上げた歴史は極めて貴重な財産であり、今後も何らかの形で継続し、新たな展開を図るべきであるとの結論となりました。

その上で、市民オペラの抱える課題を解決するための方策として、次のとおり提 言がありました。

- ①市民オペラの開催間隔を3年に1度というわかりやすいサイクルとすること
- ②マンネリ化を払拭するための工夫として芸術監督の任期を原則3年間とし、常に新しい風を入れること
- ③藤沢オペラコンクールを廃止して市民オペラのオーディションに改編すること
- ④市財政への負担を軽減する努力を行うこと
- ⑤公演内容等の決定過程を市民に説明できるよう、透明性を高めること

2 藤沢市民オペラの今後の方向性について

検討委員会による提言を踏まえ、市として、次の考え方を基本に藤沢市民オペラの 見直しを進めます。

(1) 開催間隔及び事業内容の見直し

現在5年に2回の市民オペラ公演の開催間隔を見直し、わかりやすく3年間隔とします。最初の年は、質の高い公演を鑑賞する機会を市民に提供するため、プロの公演を招致し、2年目には演出抜きの「演奏会形式」によるオペラを上演し、3年目に「演奏会形式」で上演したオペラと同じ演目、あるいは関連性のある演目の市民オペラを上演することとます。

これにより、オペラに関する事業が3年間継続することとなり、市民にわかりやすいサイクルとなること、及び幅広い事業展開によって市民のオペラへの関心や興味が深まることが期待できます。併せて、アマチュアの出演者である藤沢市民交響楽団や合唱団にとっても、同じ演目あるいは関連性のある演目とすることで、「演奏

会形式」のオペラを稽古することが、翌年の市民オペラの稽古にもつながり、負担が軽減されるとともに演奏の質的向上に結びつくものと考えます。なお、アマチュアの出演者については、これまでの選抜方式を基本としながら、若手を中心に幅広い層からの参加を呼びかけます。

また同様に5年に2回行っている藤沢オペラコンクールを廃止し、3年間のサイクルの中に、市民オペラの配役の一部を決定するためのオーディションとして位置づけることとします。これにより、市民オペラの制作過程に新たなシステムが加わり、活性化につながるものと考えています。

(2) (仮称)「藤沢市民オペラ制作委員会」の設置

市民オペラに係る公演内容の決定過程等についての透明性を高めるため、(仮称) 「藤沢市民オペラ制作委員会」を設置し、委員の合議制により市民オペラの運営を 行うこととします。委員構成については、市民オペラ関係者、市民代表、学識経験 者等をもって組織します。

また、市民オペラの実質的な責任者となる芸術監督は、(仮称)「藤沢市民オペラ制作委員会」において選出し、委員会にも参加していただきますが、任期を原則3年とし、長期化、マンネリ化を防止します。

(3) 市の財政負担の軽減

オペラの制作には多額の費用がかかることは、これまでの実績からも明らかですが、市財政への過度な負担は避ける必要があることから、今後6年間(平成27年度から平成32年度)の市民オペラに係る総事業費の目安を、過去5年間(平成21年度から25年度)に要した経費によることを基本とすることで、単年度あたりの事業費の抑制を図ります。

また、その財源として、国や各種公益助成団体の助成金、並びに民間企業の協賛金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費節減につながる様々な工夫を講じ、市の財政負担を極力減らすうよう努めてまいります。

3 今後のスケジュール(予定)について

平成26年12月 (仮称)「藤沢市民オペラ制作委員会」の設置

平成27年11月 プロのオペラ公演開催

平成28年11月 市民オペラと同一演目、あるいは関連性のある演目を「演奏

会形式」で公演開催

平成29年11月 藤沢市民オペラ開催